

## 第4章 施策の展開

(第 4 章 表紙裏)

## 基本方針 1 多様な子育て支援の充実

### 【基本施策】

#### 1 幼児期の学校教育・保育の充実

#### 【現状・課題】

本市では、平成23年度に保育所及び認定こども園を各1園開所、定員を123名増員し、平成25年度にはさらに保育所を1園開所、定員を60名増員、また、平成26年度には、保育サービス提供ニーズの高かった市南部地域に保育所を1園開所し、保育サービスの量の拡大に取り組んできました。しかし、保育所数、定員数ともに増加したものの、それを上回る利用希望者数の増加により、保育サービスの提供体制の強化が求められています。

就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する機能などを備えた認定こども園は、前述のとおり平成23年に1園開所しています。今後の認定こども園の設置・移行については、既存の私立幼稚園等関係施設と十分な協議を踏まえて検討することが重要となっています。

#### 《基本施策の取組内容・方向性》

- ◇保育所等の開設により、市民の保育ニーズに対応し、待機児童の解消をめざします。
- ◇幼児期の教育・保育を一体的に提供できる体制づくりを推進します。

#### ◆取組み内容

##### (1) 就学前の教育・保育の体制確保

施策名	①教育・保育施設の提供体制の充実	担当課	こども保育課
事業内容	待機児童解消の抜本的な対策として、民間で設置・運営を行う保育所を設置し、併せて一時預かり事業や地域子育て支援拠点（子育て支援センター）事業を実施することで子育て支援サービスの充実を図ります。なお、保育所設置にあたっては地域の状況を考慮した配置に努めます。		

◎量の見込み並びに確保方策（確保の内容及びその実施時期） ⇒ 100ページ

## (2) 教育・保育の一体的提供

施 策 名	①認定こども園の普及	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	多様化する保育ニーズへの対応を図るため、認定こども園の設置を促進していきます。		

施 策 名	②幼保小連携の推進	担 当 課	指導課
事 業 内 容	教育・保育の連続性や一貫性を確保するため、子どもの成長に関する情報交換や交流の機会を充実させ、小学校へ円滑に接続できるよう指導のあり方の共通理解などを図ります。また、生活や学びにおける指導方法の工夫や改善に努め、研修などの機会に円滑な接続の重要性を捉えるとともに、交流活動を充実していきます。		

## (3) 幼児教育の充実

施 策 名	①私立幼稚園等就園児補助	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	私立幼稚園等に通う子ども(認定こども園については1号認定)の保護者の経済的負担を軽減するため、助成を行います。		

施 策 名	②私立幼稚園就園奨励費補助	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	私立幼稚園に通う子どもの保護者に対し、その世帯状況に応じた助成を行います。		

施 策 名	③私立幼稚園等教材費補助	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	市内の私立幼稚園や認定こども園に対して、教材や施設などの整備にかかる費用の助成を行います。		

## 【基本施策】

### 2 地域における子育て支援の充実

#### 【現状・課題】

平成23年度より子育てや健康・医療に関する相談、医療機関の情報提供などを24時間年中無休で行う健康安心ダイヤルを市独自で開始しており、子育ての不安解消に努めています。より適切な周知が重要です。また、子育てに関する相談は、複雑多岐にわたる傾向があり、きめ細やかな対応が可能となるよう、さらなる相談支援体制の強化とともに、子どもやその保護者が気軽に相談できる場所、子育て関連情報を一元的に把握し提供できる相談窓口の設置など、多様なニーズに対応できる体制づくりが課題です。

保育サービスについては、休日保育などの未実施の保育サービスも、ニーズを踏まえながら導入の検討を進める必要があります。特に、病児保育は医療機関の協力が不可欠であるため、実施にあたっては、医療機関と連携を図ることが必要です。

経済状況の変化や女性の社会参画意識の変化により、働きながら子育てをしたいと考えている家庭が増加しており、幼稚園等を利用しながら就労を希望する保護者のためにも、幼稚園における一時預かりの充実など、保育サービスの充実が課題です。

地域における子育て支援は、各学校のPTAや地域住民、ボランティアなどにより支えられています。各団体などが連携して活動できるような仕組みづくりや、ボランティアの参加促進により、地域住民と子どもたちとの交流を活性化し、地域の教育力を高めることが必要です。

また、公民館や社会福祉協議会でも多様な子育て支援サービスを実施していますが、参加者を増やし、子育ての孤立化を防止することが重要です。

#### 《基本施策の取組内容・方向性》

- ◇相談支援体制を強化し、子育ての不安解消につなげます。
- ◇子育て支援サービスの質や量の向上により、子育てしやすい環境づくりを推進します。
- ◇子育て家庭が地域住民と交流できる機会や、地域住民が子育て支援に参加できる機会を増やし、子育ての孤立化を防止します。

## ◆取り組み内容

### (1) 子育て等の相談・情報提供・支援体制の充実

施 策 名	①利用者支援事業	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	<p>子ども及びその保護者など、また妊娠している方が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、新たに相談窓口を設置し、支援します。</p> <p>また、さまざまなニーズに一元的な情報提供ができるよう、関係機関などと連携を図るとともに、利用支援のための適切な窓口の紹介などを行います。</p>		

◎量の見込み並びに確保方策（確保の内容及びその実施時期） ⇒ 102ページ①

施 策 名	②子育て支援サービス等の周知	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	<p>各種の子育て支援サービスなどが十分周知されるよう、子育てガイドブックを作成し、子育て家庭や各種団体に配布します。</p> <p>市のホームページ「子育て応援サイト」においては、掲載内容を充実し、発信機能を高めていきます。</p> <p>特に、子育てサロンや子育てサークルなどの情報提供を強化し、子育て世代の交流の活性化を促進します。</p>		

施 策 名	③保健センター等における相談体制の充実	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>子育て電話相談を常設し、随時、相談を受け付け、子育ての疑問や不安の解消に努めるとともに、適宜、情報提供を行います。</p> <p>また、親の子育て負担の軽減、子育てが辛いときのフォローなどのため、小児科医、臨床心理士、言語聴覚士、保健師などが連携し、随時、相談や支援などを展開します。</p> <p>さらに、四街道市健康安心ダイヤルにおいて、24時間年中無休で電話相談を受け付け、子育てや健康・医療に関する相談、医療機関の情報提供などを行います。</p>		

施 策 名	④家庭児童相談	担 当 課	家庭支援課
事 業 内 容	<p>家庭児童相談員やケースワーカーなどにより、さまざまな問題を抱える家庭の相談、助言、支援、情報提供などを行います。心の問題に対する援助が必要な場合は、臨床心理士が相談に応じます。</p> <p>また、専門の指導員の確保や研修によるスキルアップを図り、地域ごとのきめ細やかな対応を行います。</p>		

## (2) 多様で質のよい子育て支援サービスの確保

施 策 名	①時間外等保育事業	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	<p>市内保育所等における7時から19時までの保育（さらに20時まで実施の保育所が1か所）を継続するとともに、延長時間などについて、市民のニーズに応じて検討していきます。</p>		

◎量の見込み並びに確保方策（確保の内容及びその実施時期） ⇒ 102ページ②

施 策 名	②休日保育の実施	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	<p>保護者の就労形態が多様化している中で、日曜日や祝日などに保育が必要となる子どももいます。このため、日曜日などの休日に保育所等で保育を行う休日保育の実施に向けて、体制を整備していきます。</p>		

施 策 名	③一時預かり (幼稚園等における在園児の預かり保育)	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	<p>幼稚園等(認定こども園については1号認定)において、通常の教育時間の前後や夏季等の長期休業期間に行う一時預かり(預かり保育)の充実を図るための支援を行います。</p>		

◎量の見込み並びに確保方策（確保の内容及びその実施時期） ⇒ 103ページ③

施 策 名	④一時預かり (保育所等の一時保育等)	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	保護者などのパート就労や疾病、入院などにより一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の子育て不安の解消を図り、負担を軽減するため、保育所等における一時預かりの充実を図ります。		

◎量の見込み並びに確保方策（確保の内容及びその実施時期） ⇒ 103ページ④

施 策 名	⑤地域子育て支援拠点(子育て支援センター) 事業の充実	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	地域における子育て全般に関する支援を行う拠点として、市内8保育所で地域子育て支援拠点（子育て支援センター）事業を運営しています。支援センター連絡会により、相互に情報提供や意識の共有を図るとともに、出前による子育て支援活動などを実施し、事業の充実を図ります。 また、既存施設などにおける子育て支援拠点の設置を働きかけるとともに、保育所新設の際には、地域子育て支援拠点（子育て支援センター）を併設し、事業の一層の充実を図ります。		

◎量の見込み並びに確保方策（確保の内容及びその実施時期） ⇒ 104ページ⑤

施 策 名	⑥病後児保育の充実	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	中央保育所で実施している、保育所等を利用している病気回復期の乳幼児を対象とした病後児保育を継続するとともに、幼稚園児の病気回復期の預かりを検討します。		

◎量の見込み並びに確保方策（確保の内容及びその実施時期） ⇒ 104ページ⑥

施 策 名	⑦病児保育の実施	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	子どもが病気にかかり集団保育ができない場合などに、その子どもを預かって世話をする病児保育について、市内の医療機関と連携を図りながら、体制を整備していきます。		

◎量の見込み並びに確保方策（確保の内容及びその実施時期） ⇒ 104ページ⑥



施 策 名	⑧認可外保育施設入所児童保護者助成金	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	保育を必要とする子どものうち認可外保育施設に入所している子どもの保護者に対して、保護者の負担を軽減するため、市の保育料基準額との差額（上限あり）を助成します。		

### （３）子育て支援力の強化

施 策 名	①子育てをサポートするボランティアの育成	担 当 課	福祉政策課
事 業 内 容	ボランティア養成講座を開催し、地域で活動するボランティアを育成するボランティアセンター（社会福祉協議会内）の活動を支援します。		

施 策 名	②PTA地域活動の支援	担 当 課	社会教育課
事 業 内 容	教育に関する地域課題を話し合う場として、PTA地域活動を支援します。 市PTA連絡協議会の運営費補助などにより、活動を支援し、PTA相互の連携強化などを図るとともに、家庭及び地域の教育力の向上に努めます。		

施 策 名	③ファミリー・サポート・センター機能の充実	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	子育ての援助を行いたい人（提供会員）と受けたい人（依頼会員）をつなぎ、相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業を実施します。 また、市政だよりやリーフレットの配布による広報活動を継続するとともに、研修の実施により提供会員の知識の向上に努めます。		

◎量の見込み並びに確保方策（確保の内容及びその実施時期） ⇒ 103ページ④  
105ページ⑦

施 策 名	④高齢者との交流	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	<p>高齢者福祉施設や高齢者サークルなどとの交流及び高齢者ボランティア活動を保育所等で積極的に受け入れることにより、高齢者との交流を促進します。</p>		

施 策 名	⑤パパ・ママルームの充実	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>初妊婦とそのパートナーを対象に、子育ての知識や体験実習などを行うパパ・ママルームを開催し、周産期の健康づくりを推進するとともに、父親の子育てへの積極的な参画促進や、夫婦共同による子育て思想の普及に努めます。</p> <p>また、父親の子育てへの参画を促すため、実施内容の工夫・充実に努めます。</p>		

施 策 名	⑥パパ・ママルームの同窓会の充実	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>パパ・ママルームでともに学び交流した人たちが出産後、子どもたちを連れて集まり、子育ての情報交換や、初めて親になる人への支援、仲間づくりなどを行う場として、パパ・ママルームの同窓会を実施します。</p> <p>子育ての悩みなどを持ち寄れる場として、母親のみでなく、父親も参加しやすい同窓会となるよう、実施方法を工夫し、父親の参加を促進します。</p>		

施 策 名	⑦児童センターにおける子育て支援事業の充実	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	<p>児童センターにおいて、0歳児、1歳児、2歳児とその保護者をそれぞれ対象にした教室を開催し、親子のふれあいを大切にしながら、遊びなどを実施し、親子間の交流を促進します。</p> <p>また、親子が地域で孤立することがないように、プログラムの充実などを図り、仲間づくりや地域交流を促進します。</p>		

施 策 名	⑧子育てサロンの充実	担 当 課	福祉政策課
事 業 内 容	<p>地区社会福祉協議会が、市内5地区6か所で、読み聞かせやベビーマッサージなどのプログラムや遊びを通じて、子どもや母親などの交流を広げる場として開催している子育てサロンを支援します。</p> <p>また、各地区社会福祉協議会が連携して、地域における子育て支援活動の充実に努める活動についても支援を行います。</p>		

施 策 名	⑨公民館における育児講座	担 当 課	社会教育課
事 業 内 容	<p>遊びを通じて子どもの行動心理や接し方を学んでもらうため、主に2歳児、3歳児を対象とした子育て教室を各公民館で実施します。</p> <p>また、親子のふれあい、子ども同士のふれあい、同じ年代の子どもを持つ保護者などの交流の場となるよう工夫します。</p>		

施 策 名	⑩地域家庭教育事業の充実	担 当 課	社会教育課
事 業 内 容	<p>小中学校の児童生徒を持つ保護者などを対象に、就学前健康診査や入学説明会の際に、子どもの発育段階に応じた家庭教育に関する子育て学習講座を行います。</p> <p>また、各小中学校の要望に沿った学習内容を提供し、連続した学びの機会の提供を通じて家庭教育力や地域教育力のさらなる向上につなげます。</p>		

施 策 名	⑪男女共同参画フォーラムの開催支援	担 当 課	政策推進課
事 業 内 容	<p>男女共同参画推進計画に基づき、市民が企画・実行する男女共同参画フォーラムの開催や広報活動について、継続して事業が実施できるよう支援を行うことで、市民の男女共同参画に対する意識づくりや男性の家庭参画などを促進します。</p> <p>また、講座などの開催において託児サービスを充実し、子育て世代の参加を促進します。</p>		

## 基本方針 2 子どもや母親の心とからだの健康づくり

### 【基本施策】

#### 1 母子保健の充実

#### 【現状・課題】

本市では、合計特殊出生率が増加傾向にあり、平成25年には1.43となっています。母子健康手帳の交付時に、すべての妊婦へ面接などを実施し、状況把握に努めていますが、経済面や健康面で支援や配慮の必要な妊婦が増加しており、他職種・他機関との連携を強化し、切れ目ない継続的な支援体制の充実が求められています。

乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業においては、訪問できない家庭や、健康診査などの未受診など、状況把握の必要な家庭は増加傾向にあります。保護者の精神的支援や子どもの健やかな発達支援のため、早急な体制整備が課題となっています。

健康づくりにおいては、幼児期からの生活習慣病の予防や健康診査の実施など、さまざまな機会を通して、保護者を含めた啓発・周知を実施し、意識を高めていくことが必要です。

#### 《基本施策の取組内容・方向性》

◇妊娠から出産、育児の各ステージに応じた母子保健体制を充実し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組みます。

◇きめ細かい相談・支援体制の構築により、支援の必要な家庭を継続的に見守ります。

#### ◆取組み内容

##### (1) 情報提供・相談支援等の充実

施策名	①母子健康手帳の交付	担当課	健康増進課
事業内容	母子健康手帳の交付時に子育て支援に関する事業・制度について紹介し、手帳の活用促進と、妊娠、出産から産後までの円滑な子育て支援を図ります。 また、手帳交付の際に、面接やアンケートを実施して、特に配慮の必要な妊婦の把握を行うとともに、漏れのない支援に努めます。		

施 策 名	②妊婦健康相談	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>母子健康手帳交付時の面接で得た情報を生かし、電話や訪問などにより適切な相談を実施し、周産期死亡の減少や子育ての不安解消に努めます。</p> <p>また、妊娠、出産から産後までを安心して過ごせるよう、健康や子育てに関する相談体制を充実します。</p>		

施 策 名	③妊婦禁煙教育の実施	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>妊婦を対象にした禁煙教育を実施し、喫煙や受動喫煙による悪影響に関する知識の普及に努め、禁煙・分煙を働きかけます。</p> <p>また、妊産婦や乳幼児の受動喫煙が及ぼす悪影響について、妊婦のパートナーに対して啓発し、禁煙・分煙に向けた取り組みを推進します。</p>		

施 策 名	④妊婦歯科健康教育の充実	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>胎児の歯の形成期である妊娠中の栄養の摂り方や、口腔の手入れなどに関する健康教育を充実します。</p> <p>各種相談、健康診査の場を通じて歯科に関する学習の機会や情報を提供するとともに、パパ・ママルームにおいてブラッシング実習を行い、歯磨きの知識や技術の向上を図ります。</p>		

施 策 名	⑤食生活に関する健康教育の実施	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>パパ・ママルームで「取り分け離乳食」の調理実習を取り入れながら、胎児の発育に必要な妊娠中の栄養の摂り方やバランスの取れた食生活の重要性を伝えます。</p> <p>乳児相談時に離乳食見本の展示を行い、幼児健康診査ではエプロンシアターなどを用いて、方法を工夫しながら健康的な食生活について啓発します。</p>		

施 策 名	⑥乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	主に生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を、保健師や助産師が訪問し、母親の産後うつや子育ての不安を軽減するための相談に応じ、子育て支援に関する必要な情報提供を行い、よりよい子育てのスタートができるよう支援します。		

◎量の見込み並びに確保方策（確保の内容及びその実施時期） ⇒ 105ページ⑧

施 策 名	⑦乳幼児相談	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>3～4か月相談や8か月歯・離乳食教室では、発達発育を確認するとともに、月齢に合わせた正しい知識を提供します。</p> <p>また、問診票などから、早期に子育ての不安や負担感を把握し、虐待予防や子育て支援につなげます。</p> <p>面接では保護者の気持ちに寄り添い、精神的な支援を心がけるとともに、必要な場合には、グループ形式による支援を通じ、悩みや不安を共有することで子育て不安などの軽減を図ります。</p> <p>各問診票は個人ごとにファイル化し、切れ目ない継続的な支援に生かします。</p> <p>さらに、保健師などが地域子育て支援拠点（子育て支援センター）や子育てサロンなど、地域に出向いて子育て相談や講話を実施します。</p>		

施 策 名	⑧乳幼児家庭訪問	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>複雑な問題を抱える家庭や、つらい子育てになっている家庭、ネグレクトなどの虐待の疑いがあり継続支援が必要な家庭に対して、関係機関と連携を図り、保健師や関係機関との同行による訪問・面接を実施し、早期の支援に努めます。</p> <p>また、即時の対応を図るためにも、関係職員の専門知識習得による資質の向上に努めます。</p>		

施 策 名	⑨事故防止方法についての知識の普及	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>乳幼児相談や健康診査の場などを活用し、事故防止の方法について知識の普及を行い、乳幼児期における不慮の事故防止と、事故防止のための環境づくりを啓発していきます。</p> <p>4か月児相談などにおいては、モデルやパネル展示などにより、事故防止行動の啓発を行います。</p>		

施 策 名	⑩歯・口腔相談	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>妊婦や子ども、母親などを対象に口腔内診査を実施し、口腔状態に合わせた指導を行い、生活習慣の改善や口腔疾患の早期発見・治療につなげます。</p>		

施 策 名	⑪こころの健康づくり	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>乳児全戸家庭訪問による産後うつ状態の把握、健康診査などの問診票での保護者の心身の状態の把握など、心の健康にも注目しながら支援に努めます。</p> <p>1歳6か月児・3歳6か月児健康診査時に、臨床心理士による心理相談を実施します。</p> <p>また、小児科医及び臨床心理士による相談事業を実施します。</p>		

施 策 名	⑫ことばの相談事業	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>ことばの遅れやコミュニケーション・行動に心配のある幼児ならびにその保護者に対する個別相談の充実を図るとともに、児童発達支援施設や関係機関と連携し、子どものことばの発達促進に努めます。そのため、来所相談だけではなく、保育所等への派遣相談「ことばとそだちの育み相談」を実施します。</p> <p>また、複雑化する保護者の相談ニーズに対応できるよう、保育所等、病院など関係機関との連携を深めるとともに、職員の専門性の向上を図ります。</p>		

施 策 名	⑬保健推進員活動の充実	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>地区社会福祉協議会で行う地域の子育てサロンを支援するとともに、保育所等、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査において食育活動を実施します。</p> <p>また、保健推進員に子育て支援関係の研修の機会を提供し、知識の向上に努めます。</p>		

## (2) 健康診査・保健指導等の充実

施 策 名	①妊婦一般健康診査	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>公費負担で14回までの妊婦一般健康診査を実施します。その中で妊婦B型肝炎母子感染防止のための血液検査、妊婦超音波検査も実施します。</p> <p>母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票の活用を促し、妊婦・胎児の健康確保を進めます。</p>		

◎量の見込み並びに確保方策（確保の内容及びその実施時期） ⇒ 106ページ㉑

施 策 名	②助産施設入所措置	担 当 課	家庭支援課
事 業 内 容	<p>保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産施設入所支援を行います。</p>		

施 策 名	③乳幼児健康診査	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>疾病の早期発見、身体及び精神発育発達の確認などを目的に、3～6か月児、9～11か月児、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児を対象に健康診査を実施します。</p> <p>幼児健康診査ではきめ細やかな面接を行い、子育て不安感の軽減、ネグレクトなど虐待の発見と予防、保護者の精神的支援と子どもの健やかな発達支援に努めます。また、コミュニケーションや行動に心配のある子どもの把握、相談を行います。</p> <p>問診票は個人ごとにファイル化し、継続的な切れ目ない支援に生かします。</p>		



施 策 名	④予防接種	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>出生時に予診票の入ったこども手帳を配布し、適正な時期の接種開始を促します。</p> <p>また、乳幼児健康診査・相談などにおいて予防接種の知識の普及を行います。</p> <p>さらに就園・就学時などの節目においては、接種の必要性を保護者に啓発し、接種率の向上を図るとともに、感染症の予防に努めます。</p>		

施 策 名	⑤幼児歯科健康診査・健康教育	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児健康診査において、歯科健康診査・健康教育を実施します。2歳6か月児歯科健康診査では希望者にはフッ素塗布・歯垢染め出しを行います。</p> <p>また、依頼に応じて保育所等・地域子育て支援拠点（子育て支援センター）に出向き、歯科健康教育・相談を実施します。</p>		

施 策 名	⑥小児生活習慣病予防対策	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>1歳6か月児、3歳6か月児健康診査で、肥満度15%以上と判定された幼児に対し、保護者への相談を行います。肥満度30%以上の幼児に対しては精密検査依頼書を発行し、小児生活習慣病の予防に努めます。</p> <p>また、肥満への対応について、健康診査・相談の機会に食事の改善に向けた方法などを保護者とともに考えます。</p>		

施 策 名	⑦保育所集団健康診断	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	<p>保育所での集団健康診断を継続して実施し、疾病の早期発見、集団生活における感染予防などに努めます。</p>		

## 【基本施策】

### 2 医療体制の充実

#### 【現状・課題】

医療体制については、千葉県保健医療計画に基づき、印旛医療圏において、地域小児科センター(小児の入院・手術に対応できる病院)が4か所、地域周産期母子医療センター及び母体搬送ネットワーク連携病院(分娩リスクの高い妊娠や高度な新生児医療等に対応できる病院)3か所が指定され、各医療機関と連携し、役割分担に応じた医療を提供しています。

子どもの医療費助成においては、逐次内容を充実し、平成24年12月からは中学3年生までの通院、入院にかかる医療費の助成を実施、平成25年8月からは所得制限も撤廃し、経済的支援の拡充を推進してきました。子育て世帯への経済的支援として、今後も継続することが必要です。

#### 《基本施策の取組内容・方向性》

◇かかりつけ医の普及と初期救急医療や広域的な救急体制の維持に取り組むとともに、医療費に関する経済的支援を継続します。

#### ◆取組み内容

##### (1) 医療体制の充実

施策名	①かかりつけ医の普及促進	担当課	健康増進課
事業内容	市民が身近な地域で継続的な医療が受けられるよう、乳児家庭全戸訪問、各種相談・教室、健康診査など乳幼児にかかわるさまざまな機会を捉え、かかりつけ医を持つことの大切さを周知します。		

施 策 名	②広域的な医療体制の充実	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>かかりつけ医による初期診療から、必要に応じて専門的な医療へ、円滑な医療連携体制の充実に努めます。</p> <p>また、医療機関のそれぞれの機能に応じた役割分担により、適切な医療を提供できるよう、千葉県保健医療計画に基づき、広域的な観点から医療体制の充実に努めます。</p>		

施 策 名	③小児救急医療体制の充実	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>印旛医療圏のなかで、印旛市郡小児初期救急支援事業として、救急医療体制が整備されています。</p> <p>引き続き、印旛市郡医師会などへ協力を要請し、小児救急医療体制の充実に努めます。</p>		

施 策 名	④医師会、歯科医師会、関係機関の支援と協力	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>各種健康診査・相談・予防接種などの機会に、各専門関係機関と連携して子どもの健康に関する情報の提供や相談、支援に努めます。</p>		

施 策 名	⑤子ども医療対策事業	担 当 課	家庭支援課
事 業 内 容	<p>中学3年生までの子どもを対象に、入院、通院にかかる医療費の助成を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p>		

### 【基本施策】

#### 1 健全な心身の成長に向けた支援

#### 【現状・課題】

こどもルームについては、平成26年4月にみそら小学校敷地内に新設したことにより、市内のすべての小学校敷地内に整備されました。しかし、一部のこどもルームにおいて、利用者の増加がみられることや、入学者数の増加が見込まれるため、こどもルームの入所定員を増やすことが必要になっています。

どんぐりの森（和良比地区）と栗山小鳥の森（栗山地区）の市内2か所で開催されているプレーパークは、自然の中で思いきり遊べる場として幅広く利用されています。今後は、出張プレーパークの開催により、さらに多くの市民が利用できる遊びの場所として充実が必要です。

地域の子どもの人数は横ばいであるものの、子ども会の活動が中断している地域が見られるなど、地域住民と子どもの交流機会が減少しています。子ども会活動をさらに周知するとともに、ジュニアリーダーなどの育成を継続して実施し、活動を活性化することが必要です。

また、ボランティア体験など多様な活動の充実とともに、地域住民があたたかく見守り、将来の四街道市を支える子どもの健全育成を推進することが重要です。

#### 《基本施策の取組内容・方向性》

- ◇子どもが放課後に安心して過ごすことのできる場を充実します。
- ◇さまざまな体験活動を通して、子どもと青少年の健全育成を図ります。
- ◇地域住民の協力のもと、子どもや青少年、地域住民の交流の場を活性化します。

## ◆取り組み内容

### (1) 子どもの居場所・遊び場の確保、整備

施 策 名	①こどもルームの充実	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	<p>放課後や小学校の休業日に、遊びや生活の場となるこどもルームを、専用施設（一部共用施設）において、市内全小学校敷地内で運営します。</p> <p>また、入所状況や、小学校の児童数の状況などをもとに、施設整備や指導員の確保を検討し、充実を図ります。</p>		

◎量の見込み並びに確保方策（確保の内容及びその実施時期） ⇒ 106ページ⑩

施 策 名	②児童センター事業の充実	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	<p>児童センターにおいて、子ども会や自治会など各関係団体との連携を強化し、子育てに関する各種講座、教室、イベントの充実を図ります。</p> <p>また、施設の老朽化に対応するため、設備の計画的な改善を図ります。</p>		

施 策 名	③プレーパーク事業の充実	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	<p>行政と市民が連携し、子どもの冒険心や好奇心を引き出す遊び場として、自然の中で思いきり遊べるプレーパーク事業を継続します。</p> <p>また、多くの市民が利用しやすいよう出張プレーパークを開催し、遊びの場所の充実に努めます。</p>		

施 策 名	④放課後子ども教室の充実	担 当 課	社会教育課
事 業 内 容	<p>放課後における子どもたちの安心・安全な居場所を確保し、児童の健全育成を図るため、地域のスキルを持った方々の参画を得て、放課後子ども教室を実施します。</p> <p>また、広報の内容を充実させ、子どもたちが参加しやすい事業展開に努めます。</p>		

施 策 名	⑤都市公園・児童遊園の維持管理	担 当 課	こども保育課・都市計画課
事業内容	<p>地元自治会の協力を得て、都市公園の管理運営を実施します。 また、協力団体への支援を行い、児童遊園の維持管理体制を充実していきます。</p>		

## (2) 体験活動等の充実と環境整備

施 策 名	①子ども会活動の活性化	担 当 課	社会教育課
事業内容	<p>子どもが自主的に事業を計画し、実施することができるよう、子ども会の活動を支援します。 また、活動が次世代に引き継がれるよう、ジュニアリーダーの講習会などを実施し、異年齢での集団活動ができるよう活動の活性化を図ります。</p>		

施 策 名	②芸術・文化活動の機会の拡大	担 当 課	社会教育課
事業内容	<p>児童生徒を対象として、演劇や音楽などの優れた芸術文化に接する機会を提供するとともに、多様な活動手法を取り入れ、新規参加者の増加を図ります。 また、活動団体の自立した運営が可能となるよう、活動方法について助言を行います。</p>		

施 策 名	③公民館での活動の活性化	担 当 課	社会教育課
事業内容	<p>千代田公民館の「チャレンジスクール」で、小学5・6年生を対象に講座を開催し、また、体験学習や野外活動などを行っています。今後も子どもたちのニーズの把握に努めるとともに、事業内容の検討を行い、より多くの受講生確保に努めます。</p>		

施 策 名	④図書館サービスの充実	担 当 課	図書館
事 業 内 容	<p>読書活動の活発化を図るため、図書館活動を広くPRするとともに、幼児から小学生を対象とした講座などを開催します。特に中学・高校生がより読書に関心をもつブックリストの作成や展示の工夫をします。</p> <p>また、多様化、高度化した図書館ニーズに応えるため、県内外の図書館、各機関とのネットワークを強化するとともに、移動図書館「ドリーム号」や児童書・育児書の充実を図り、利用者の読書活動や地域課題に役立つ身近な情報拠点となることをめざします。</p>		

施 策 名	⑤国際交流事業	担 当 課	秘書広報課
事 業 内 容	<p>異文化理解や国際交流の重要性を学習する機会として、中学生を対象とした姉妹都市・リバモア市との交換留学を推進します。</p>		

### (3) スポーツ・ボランティア活動等の充実

施 策 名	①児童生徒のスポーツ活動の拡充	担 当 課	スポーツ振興課
事 業 内 容	<p>学校体育施設の開放などにより、児童生徒の幅広いスポーツ活動の場を設けるとともに、児童生徒対象の各種スポーツ教室・大会などを積極的に開催します。</p> <p>また、スポーツリーダーバンク制度を活用し、専門性の高いスポーツ教室を開催し、児童生徒のスポーツ活動の充実を図ります。</p>		

施 策 名	②レクリエーション活動の充実	担 当 課	スポーツ振興課
事 業 内 容	<p>スポーツ推進委員連絡協議会などとの連携により、子どもから大人まで、だれもが親しめるニュースポーツやレクリエーション活動の場を充実します。</p> <p>また、地域のスポーツリーダーのための研修会を強化し、後継者の育成を促進します。</p>		

施 策 名	③総合型地域スポーツクラブの育成	担 当 課	スポーツ振興課
事 業 内 容	生涯スポーツ社会の実現や地域コミュニティの再構築のため、市民がいつでも身近なところでスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブ（通称:SSC）を育成します。		

施 策 名	④ボランティア活動への子どもの参加促進	担 当 課	福祉政策課
事 業 内 容	児童生徒を対象とした福祉教育授業・ボランティア体験講座などを実施しているボランティアセンター（社会福祉協議会内）の活動を支援します。		

施 策 名	⑤世代間交流の促進	担 当 課	福祉政策課・社会教育課
事 業 内 容	世代間交流を行っている市シニアクラブ連合会の活動を支援します。 また、公民館においては、事業内容の充実を図るとともに、青少年を対象とした講座では高齢者を講師とするなど、世代間交流に努めます。		

#### （４）青少年の健全育成

施 策 名	①青少年健全育成活動の促進	担 当 課	社会教育課・青少年育成センター
事 業 内 容	<p>地域や異年齢間の交流活動を推進するとともに、街頭啓発キャンペーンや青少年健全育成推進大会などの青少年問題行動の防止活動について広く市民に周知し、青少年の健全育成活動を啓発します。</p> <p>街頭補導については、青少年が集う場所や時間帯を特定した上で実施し、青少年を見守り声掛けをする「愛の一声」運動を推進します。</p> <p>青少年問題の複雑化、多様化に対応するため、関係機関との連携を一層強化しながら、青少年の非行や問題行動の未然防止を図るための啓発活動を推進します。</p>		



施 策 名	②青少年相談体制の整備	担 当 課	家庭支援課・指導課・青少年育成センター
事 業 内 容	<p>非行、問題行動、いじめ、虐待、不登校などの少年問題の早期発見と早期対応を図るため、学校教育相談、家庭教育相談、家庭児童相談などの相談体制の充実や相談機関相互の連携を図ります。</p> <p>また、各機関の相談状況を共有し、相互に補完できるよう情報交換を密にし、連携強化を図ります。</p>		

## 【基本施策】

### 2 次代の親の育成に向けた支援

#### 【現状・課題】

次代の親となる思春期の子どもたちに、命の大切さや正しい性知識、自己を大切にす  
る行動選択を学習するなどの思春期保健、また、豊かな自然を肌で感じ心に刻む機会の  
充実や、生まれ育ったまちの伝統文化を伝承する心を育む「ふるさと四街道」の学習を  
推進し、知識と心の育成、地域への愛着の醸成を図ることが重要です。

成長に応じた食育については、地場産農産物の利用促進などの年間を通じた実施を継  
続するとともに、アレルギーに対する意識の高まりから、食に関する知識の普及・啓発  
の充実が求められています。

子どもや若い世代が参加しやすい取り組みを今後も継続しながら、新たな取組につい  
ても検討し、次代の親としての子どもたちの意識を育てることが重要です。

#### 《基本施策の取組内容・方向性》

◇学校等における健康教育や思春期教育を強化し、命の大切さや子育ての楽しさを伝  
えます。

◇未来を担う子どもたちに対して、まちに対する愛着を高め、文化に親しむ機会を充  
実します。

#### ◆取組内容

##### (1) 健康教育・思春期保健の充実

施 策 名	①健康な生活習慣の啓発	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	パパ・ママルームや乳幼児健康診査などで、保護者などの子育て世代に 対して、健康に対する知識・生活習慣について伝え、健康への意識の向上 を図ります。		

施 策 名	②学校保健教育の充実	担 当 課	学務課・指導課
事 業 内 容	<p>児童生徒の健康の保持・増進を図るため、健康診断を実施するとともに、生涯を健康に生き抜くための基礎を培う保健教育を推進します。</p> <p>また、学校における保健教育の充実のために、指導者の研修会への参加を促進します。</p>		

施 策 名	③思春期保健の推進	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	<p>健康に関する情報を提供し、生命誕生や正しい性知識、自己を大切にす る行動選択を学習することにより、性感染症の予防、望まない妊娠の予防 を図るとともに、生命を尊重する気持ちを醸成させていきます。</p>		

施 策 名	④食育の推進	担 当 課	こども保育課・健 康増進課・産業振 興課・指導課
事 業 内 容	<p>子どもたちの成長に応じた、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を 身に付けることができるよう、各分野の栄養士などの連携に努めます。ま た、保育所給食、学校給食などに導入されている「地産地消」を通して、 食への理解を深めます。</p> <p>また、アレルギーによる事故を未然に防ぐため、研修などへの積極的な 参加を促します。</p>		

## (2) 次代の親の育成と社会活動の支援

施 策 名	①学校教育での家庭の機能等意識の啓発	担 当 課	指導課
事 業 内 容	<p>中学校の家庭科や社会科の授業を中心にしながら、学校教育全般を通し て、家庭の機能や子どもの発達についての基礎的知識の習得と心の育成を図 ります。</p>		

施 策 名	②四街道ふるさとまつりの実施	担 当 課	自治振興課
事 業 内 容	<p>市民がふるさと意識を共有し、若い世代に地域文化を伝えるために、四街道ふるさとまつりを実施します。</p> <p>ふるさとまつりにおける「子どもみこし」「子ども山車」などにおいて、子どもたちの参加と交流を促し、若い世代への地域文化の伝承を図ります。</p>		

施 策 名	③まちづくりへの参加促進	担 当 課	都市計画課
事 業 内 容	<p>公園の整備・再整備の計画を策定する際には、地元自治会などに働きかけ、子どもの意見を取り入れる機会を設けます。</p>		

## 基本方針 4 多様な子育て家庭への支援

### 【基本施策】

#### 1 仕事と家庭の両立支援

### 【現状・課題】

育児・介護休業制度などについて啓発を継続し、市内の事業所全体において、子育て支援に積極的に協力するよう働きかけていくことが必要です。

また、出産などにより仕事を辞めた女性に対して、就労希望者の再就職実現に向けた支援策の検討が重要です。

仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスを実現する上では、市民への意識啓発はもとより、事業所における積極的な取組が不可欠であり、効果的な手法を検討する必要があります。

#### 《基本施策の取組内容・方向性》

◇ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画社会について、市民や企業に周知し、子育て支援への関心を高めていきます。

### ◆取り組み内容

#### (1) 多様な働き方への支援

施 策 名	①育児・介護休業制度等の普及促進	担 当 課	産業振興課
事 業 内 容	市商工会において、リーフレットやパンフレットなどの配布や掲示を実施し、育児・介護休業制度などの制度内容を周知するための支援に努めます。		

施 策 名	②就労支援	担 当 課	産業振興課
事 業 内 容	<p>みんなで地域づくりセンターが主催した「ママのための起業講座」から立ち上がった「ままのて」などの団体と連携し、出産などにより仕事を辞めた女性が再就職を実現するために必要な支援策などを検討します。</p> <p>また、空き店舗活用補助制度を活用し、女性の起業に対して助言・支援を行います。</p>		

施 策 名	③ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	担 当 課	政策推進課
事 業 内 容	男女共同参画推進計画に基づき、関係部署との連携を図りながら、講座の開催や広報活動を行うなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた普及・啓発に取り組みます。		

## 【基本施策】

### 2 配慮が必要な子ども・子育て家庭への切れ目ない支援

#### 【現状・課題】

地域のひとり親家庭に対しては、相談員などが課題解決のための助言や自立に必要な指導を行っているほか、地域においては、身近な相談相手として民生委員・児童委員が活動しています。

障害のある子どもに対する相談支援サービスが平成24年度から本格的にスタートし、日常生活における円滑なサービス利用が促進されていますが、切れ目ない効果的な支援を身近な場所で提供する環境整備の強化が求められています。

児童虐待に対する市民の意識や理解が徐々に浸透しつつある中、児童虐待に関する相談件数や通告の件数は増加傾向にあります。本市では、児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会（通称：CANPY）を設置し、児童虐待の防止や啓発に努めてきましたが、より一層の相談支援体制の強化が必要です。

#### 《基本施策の取組内容・方向性》

- ◇配慮が必要な子ども・子育て家庭に対して、相談体制や支援内容の充実を図ります。
- ◇障害のある子どもが地域で生活しやすいよう、きめ細かい支援を充実します。
- ◇支援の必要な家庭の把握に努め、児童虐待防止に積極的に取り組みます。

#### ◆取組み内容

##### （1）ひとり親家庭への支援

施策名	①民生・児童委員活動の充実	担当課	福祉政策課・家庭支援課
事業内容	子育てや経済的な不安などを抱える、ひとり親家庭などへの身近な相談相手として、また、相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう関係機関へのつなぎ役を担っている民生委員・児童委員の活動を支援します。		

施 策 名	②母子・父子等自立支援相談	担 当 課	家庭支援課
事 業 内 容	ひとり親家庭や寡婦・寡夫に対し、生活一般の相談に応じ、経済・教育など諸問題の解決への手助けや就労に関する情報提供、自立に必要な指導を充実します。		

施 策 名	③ひとり親家庭に対するリフレッシュ機会の提供	担 当 課	家庭支援課
事 業 内 容	ひとり親家庭を対象に日帰りバス旅行などを実施し、参加者のリフレッシュを図ります。		

施 策 名	④ひとり親家庭児童入学等祝金	担 当 課	家庭支援課
事 業 内 容	ひとり親家庭等の子どもが、小・中学校に入学、中学校を卒業した場合に祝金を支給します。		

施 策 名	⑤母子寡婦福祉資金・父子福祉資金の貸付	担 当 課	家庭支援課
事 業 内 容	ひとり親家庭の保護者や寡婦の技能習得や、児童の就学に係る費用などを対象に、県の福祉資金の貸付を行います。		

施 策 名	⑥ひとり親家庭に対する医療費助成	担 当 課	家庭支援課
事 業 内 容	ひとり親家庭等の保護者及び18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害がある場合は20歳に達するまで）を対象に医療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。		

施 策 名	⑦ひとり親家庭に対する学習支援	担 当 課	家庭支援課
事 業 内 容	ひとり親家庭の子どもに対して、学習支援の実施を検討します。		



(2) 障害のある子どもへの支援

施 策 名	①相談支援体制の充実	担 当 課	障害者支援課・健康増進課
事 業 内 容	<p>健康診査や相談で把握した発育・発達上の心配のある子どもとその保護者に対する相談支援体制を充実し、親子の心配に寄り添いつつ関係機関と連携しながら、適切な早期療育につながるよう努めます。</p> <p>また、就学などに円滑につながるよう、支援体制の充実を図ります。</p> <p>平成24年度から障害のある子どもの相談支援を行う障害児相談支援事業所が設置されているため、利用者のニーズに合わせた相談支援ができるよう、障害児相談支援事業所を整備し、相談支援体制の充実を図ります。</p>		

施 策 名	②児童発達支援事業	担 当 課	障害者支援課
事 業 内 容	<p>心身の発達について支援を必要とする子どもとその保護者を対象に、各種専門スタッフや学校、関係機関と連携し、日常生活動作や集団生活への適応訓練を行います。</p> <p>当該事業についての周知を図るとともに、質の高い支援を提供していきます。</p>		

施 策 名	③障害のある子どもの受け入れ	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	<p>こどもルーム、保育所等において、障害のある子どもを受け入れるため、施設及び運営体制の充実を図ります。</p> <p>質の高いサービスを提供するため、研修などを通じて保育内容の充実を図ります。</p>		

施 策 名	④行動援護・移動支援事業等の充実	担 当 課	障害者支援課
事 業 内 容	<p>行動援護、同行援護、移動支援など、障害のある子どもの地域における自立生活、余暇活動のための外出を支援します。</p> <p>利用者のニーズを把握し、事業の充実を図ります。</p>		

施 策 名	⑤日中一時支援事業の充実	担 当 課	障害者支援課
事 業 内 容	<p>障害のある子どもに日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための生活訓練などを行います。</p> <p>利用者のニーズを把握し、事業の充実を図ります。</p>		

施 策 名	⑥保育所等訪問支援	担 当 課	障害者支援課
事 業 内 容	<p>保育所等を利用中または今後利用予定である障害のある子どもに対し、訪問により保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。</p>		

施 策 名	⑦放課後等デイサービス	担 当 課	障害者支援課
事 業 内 容	<p>学校就学中の障害のある子どもに対し、夏季等における長期休業期間において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供します。</p>		

施 策 名	⑧居宅介護（ホームヘルプサービス）の充実	担 当 課	障害者支援課
事 業 内 容	<p>障害があるために日常生活を営むことが困難な子どもに対し、自宅に在宅のまま入浴、排せつ、食事の介護などを行います。</p> <p>また、利用者のニーズを把握し、事業の充実を図ります。</p>		

施 策 名	⑨短期入所（ショートステイ）の充実	担 当 課	障害者支援課
事 業 内 容	<p>介護する人が病気などにより自宅で介護ができない場合に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事などの介護などを行います。</p> <p>また、利用者の様々な利用形態に対応できるようにサービスの充実を図ります。</p>		

施 策 名	⑩私立幼稚園等心身障害児補助及び私立幼稚園等特別支援教育運営費補助	担 当 課	こども保育課
事 業 内 容	<p>私立幼稚園等に通う障害のある子ども（認定こども園については1号認定）の保護者の経済的負担を軽減するため、助成を行います。</p> <p>また、特別支援を要する子どもを受け入れている市内幼稚園等に対して、特別支援教育運営費を補助します。</p>		

施 策 名	⑪特別支援教育就学奨励費援助	担 当 課	学務課
事 業 内 容	<p>小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、収入に応じて学用品費、給食費などの一部を援助します。</p> <p>特別支援教育への社会的な関心の高まりと、特別な支援を必要とする児童生徒への教育に対応するため、制度について積極的な周知を図ります。</p>		

施 策 名	⑫重度心身障害者（児）医療費助成	担 当 課	障害者支援課
事 業 内 容	<p>重度心身障害者（児）を対象に、医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>また、現物給付化に向けた準備を進めます。</p>		

施 策 名	⑬就学相談の充実	担 当 課	指導課
事 業 内 容	<p>障害のある児童生徒一人ひとりのニーズに応じた、きめ細かい就学相談を進めます。</p> <p>保護者からの依頼により、随時、就学相談を行い、就学指導委員会の審議結果をもとに保護者との相談を進め、適切な就学先の決定を行います。</p>		

### (3) 児童虐待防止対策の充実

施 策 名	①児童虐待防止の広報及び啓発	担 当 課	家庭支援課
事 業 内 容	児童虐待防止に関して、暴力防止への市民の関心を高めるため、市のホームページなどを活用し、広報および啓発を行います。		

施 策 名	②地域における相談体制の充実	担 当 課	福祉政策課・家庭支援課
事 業 内 容	虐待予防やその早期発見をふまえた研修会を実施するとともに、研修などへの積極的な参加を促し、資質の向上と相談体制の強化を図ります。 また、地域の身近な相談相手、関係機関のつなぎ役である民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を支援します。		

施 策 名	③要支援乳幼児家庭の把握	担 当 課	健康増進課
事 業 内 容	各種相談、健康診査未受診者への家庭訪問などを通じて、支援の必要な家庭を把握します。		

施 策 名	④児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会の運用	担 当 課	家庭支援課
事 業 内 容	児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会（通称：CANPY）を開催し、関係機関との連携や相談体制などの機能充実により複合的な対応を図ります。 職員や相談員の体制を強化し、虐待の早期発見や防止対策、被害者への相談支援体制を充実していきます。		

施 策 名	⑤配偶者暴力被害者支援事業	担 当 課	家庭支援課
事 業 内 容	配偶者などからの暴力を受けた母子などに対し、緊急避難支援、緊急一時保護を実施します。		

## 基本方針 5 子ども・子育てにやさしいまちづくり

### 【基本施策】

#### 1 子ども・子育てに配慮した生活環境の充実

##### 【現状・課題】

本市では、道路整備や公共交通網の整備などにおいても、まちづくり全体に子育て支援の視点を入れ、子どもを連れて外出しやすい環境づくりを進めています。子育て家庭からは、子どもを連れて安心して歩ける歩道の整備や、通学路の安全確保について要望が寄せられており、今後は、交通安全施設などの整備とともに、事故防止のための交通安全教育も併せて推進していくことが必要です。

##### 《基本施策の取組内容・方向性》

- ◇子どもや子育て家庭が安全に移動できるよう、道路や公共交通機関の整備を計画的に行います。
- ◇交通安全施設の整備とともに、交通安全教育と普及に努めます。

### ◆取組み内容

#### (1) 公共交通機関等の整備

施策名	①道路バリアフリー事業	担当課	道路管理課・道路建設課
事業内容	誰もが安心して道路を利用できるよう、段差が少なく幅員の広い歩道の整備を計画的に推進します。		

施 策 名	②交通安全施設の保守・整備	担 当 課	自治振興課・道路管理課
事 業 内 容	<p>市内道路の円滑な交通確保と交通事故の防止に向け、ガードレールやカーブミラーの設置などを行います。</p> <p>また、学校・地域などから要望があった信号機、横断歩道などの交通安全施設について、警察署を通じ公安委員会へ設置要望を行い、警察署と協議しながら、整備・充実を図ります。</p>		

施 策 名	③交通バリアフリーの推進	担 当 課	政策推進課
事 業 内 容	<p>公共交通機関のバリアフリー化のため、市内循環バス「ヨッピー」においてノンステップバスの導入を図るほか、JRに対しては、ホームドアの設置など利用環境の改善などを要望していきます。</p>		

施 策 名	④利用しやすい公共施設の整備	担 当 課	管財課・福祉政策課・社会教育課・図書館
事 業 内 容	<p>小さな子どもを抱えた保護者などが利用しやすい公共施設となるよう、授乳室やベビーコーナー、キッズスペースなどの整備に努めます。</p>		

## (2) 身近な安全の強化

施 策 名	①交通安全教育・交通安全運動の推進	担 当 課	自治振興課
事 業 内 容	<p>市民への交通安全意識の向上と交通安全思想の普及を目的に、警察署、地域などと協力・連携を図り、交通安全運動を中心とした各種啓発運動を展開します。幼児から高齢者までの幅広い層を対象に、年齢や乗り物に応じた複数のプログラムを用意し、交通安全知識を体系的に習得できるように努めます。</p>		

施 策 名	②シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底	担 当 課	自治振興課
事 業 内 容	「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」をめざし、警察署、関係機関・団体などとの協力・連携のもと、積極的に普及啓発活動を展開します。		

施 策 名	③消費者学習の推進	担 当 課	産業振興課
事 業 内 容	子どもが将来、消費者トラブルなどに巻き込まれることを予防するため、子ども消費者教室などを開催し、より多くの児童の参加を促進します。		

施 策 名	④「こども110番の家」の充実	担 当 課	青少年育成センター
事 業 内 容	<p>「こども110番の家」の周知・普及を図るとともに、各小中学校PTAや事業所などの主体的活動を促進し、各小中学校の協力体制の充実を図ります。</p> <p>地域の子どもは地域で守るという意識の高揚と、子どもへの犯罪の抑止効果を図るため、「こども110番の家」プレートの設置の拡大に努めます。</p>		

施 策 名	⑤防犯パトロールの実施	担 当 課	自治振興課
事 業 内 容	<p>市防犯協会及び自治会により、青色回転灯装備車による防犯パトロールを継続して実施します。</p> <p>自治会などによる夜間防犯パトロールが、市域全体に活動が広まるよう普及啓発に努めます。</p>		

施 策 名	⑥子どもの防犯・防災意識の向上	担 当 課	指導課
事 業 内 容	<p>防犯・防災・安全に関する学習機会づくりなどにより、意識の向上を図ります。</p> <p>不審者対応を目的とした防犯教室の開催や、地震や火災を想定した避難訓練を実施し、子どもたちの防犯・防災に対する意識の向上と、危機回避能力の育成に努めます。</p>		

